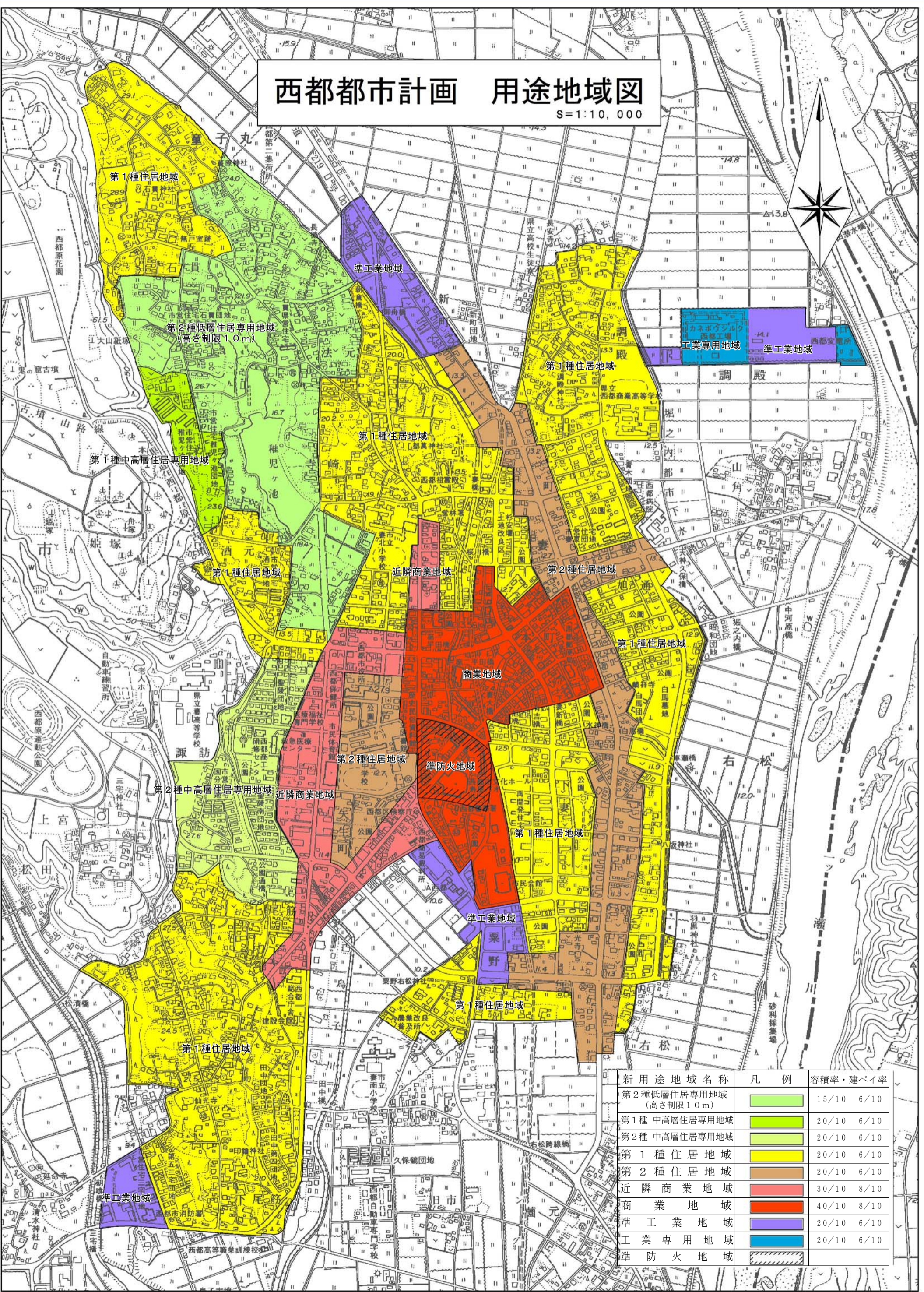


西都都市計画 用途地域図

S=1:10,000



新用途地域名称	凡例	容積率・建ぺい率
第2種低層住居専用地域 (高さ制限1.0m)		15/10 6/10
第1種中高層住居専用地域		20/10 6/10
第2種中高層住居専用地域		20/10 6/10
第1種住居地域		20/10 6/10
第2種住居地域		20/10 6/10
近隣商業地域		30/10 8/10
商業地域		40/10 8/10
準工業地域		20/10 6/10
工業専用地域		20/10 6/10
準防火地域		

西都都市計画用途地域一部変更のお知らせ

西都都市計画用途地域の一部を変更いたしましたのでお知らせいたします。西都市で決定している用途の区分は、このパンフレットのとおりです。
 なお、詳細についてお知りになりたい方は、西都市役所都市計画課計画係まで連絡ください。

連絡先

TEL 0983 (43) 1111

(内線) 5404

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④		
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	④		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○		
	ホール、会議室、宴会場等					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	遊戯施設、風俗施設					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						○	○	○	○	○	○	○		
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						○	○	○	○	○	○	○		
公共施設・病院・学校等	劇場、映画館、演芸場、観覧場							▲	▲	○	○	○	○	▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等									○	▲	○	○	▲ 個室付浴場等を	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
工場・倉庫等	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	
自動車修理工場	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○		
	作業場の床面積					①	①	②	③	③	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○		
	量が少ない施設										○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量がやや多い施設											○	○	○	② 3,000㎡以下
	量が多い施設												○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。